

会津若松市都市計画マスタープラン（案） に対するご意見をお寄せください

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

■会津若松市都市計画マスタープラン改定の目的

現在の市都市計画マスタープランは、市町村合併後の地域動向等を踏まえ、平成 25 年 3 月に改定したものでありますが、改定から約 10 年が経過し、その間の社会情勢の変化や関連計画の策定状況等を踏まえ、都市計画マスタープランの改定が必要となったところです。

改定にあたっては、市第 7 次総合計画や、県都市計画区域マスタープランなどの上位計画や、市立地適正化計画など関連計画等との整合や調整を図り、案を作成しました。

この「会津若松市都市計画マスタープラン(案)」について、できる限り幅広い市民の皆様からのご意見を反映させていただきたいと考えておりますので、ぜひご意見をお寄せください。

■ 意見公募期間

令和 7 年 2 月 20 日（木）～ 令和 7 年 3 月 20 日（金）（必着）

■ 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が、意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ③ 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ④ 市の区域内にある学校に在学する方

■ 意見の提出方法

別紙「会津若松市都市計画マスタープラン(案)に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより、都市計画課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

■ 意見の提出先

- (1) 直接提出する場合
建設部 都市計画課 〒965-8601 住所不要 栄町第一庁舎 2 階 都市計画課
- (2) 郵送で提出する場合
上記住所に郵送
- (3) ファックスで提出する場合
FAX：0242-39-1450（建設部 都市計画課）
- (4) 電子メールで提出する場合
E-mail：toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
（建設部 都市計画課）

【留意事項】

- ※ 意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 提出していただいた書面はお返しできません。
- ※ 個々のご意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見は公表しますが、この際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

■ **閲覧場所**

計画の内容は、都市計画課、市政情報センター、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 建設部 都市計画課 計画グループ
〒965-8601 会津若松市東栄町3-46 栄町第一庁舎
TEL：0242－39－1261（直通）